昭和町公告第　９２　号

昭和農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項において準用する同法第１１条第１項の規定により公告し、変更理由書及び当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

令和８年１１月１６日

昭和町長　塩　澤　　浩

１　昭和農業振興地域整備計画案等の縦覧

（１）　縦覧場所

昭和町役場　環境経済課　中巨摩郡昭和町押越５４２番地２

（２）　縦覧の期間

自　令和８年１１月１６日

至　令和８年１２月１６日

２　意見書の提出

（１）昭和町の区域内に住所を有する者（町内に事務所を有する法人も含まれる）は、農業振興地域整備計画の案について、令和８年１２月１６日（縦覧期間満了の日）までに、町へ意見を提出することができる。

（２）意見の提出は、提出年月日、氏名及び年齢又は名称並びに住所、意見の趣旨及び理由書等を記載した書面に提出者が押印し提出する。

（３）意見の提出先は、昭和町役場環境経済課（中巨摩郡昭和町押越５４２番地２）とする。

（４）提出された意見書については、要旨をとりまとめ、その処理結果を同法第１２条第１項の規定に基づく農業振興地域整備計画の公告時に併せて公告する。

３　異議の申出

（１）　昭和農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和８年１２月１６日の翌日から起算して１５日以内に、町にこれを申出ることができる。

（２）　申出の期間

（３）　自　令和８年１２月１７日

（４）　至　令和９年１月４日

令和８年１２月１６日の翌日から起算して１５日後が地方自治法第４条の２第２項に定める休日であるため、同条第４項の規定に基づき期限は休日の翌日とする。

（５）　異議の申出は、申出年月日、氏名及び年齢又は名称並びに住所、申出の趣旨及び理由等を記載した書面に申出者が押印し提出する。

（６）　異議の申出先は、昭和町役場環境経済課（中巨摩郡昭和町押越５４２番地２）とする。